

湖南市地域活性化起業人制度募集要領

湖南市では、総務省の地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用し、湖南市の観光振興にあたり、近年ニーズの高まっている産業観光等をテーマとした事業の企画・運営や令和9年度に滋賀県を対象に開催される滋賀デスティネーションキャンペーン（以下「滋賀DC」という。）に向けたコンテンツの企画・誘客プロモーション等に取り組む人材を募集します。

1 事業概要

本市および（一社）湖南市観光協会（以下「観光協会」という。）と人材を派遣する企業（以下「派遣元企業」という。）との間で、社員の派遣と市の指定する業務への従事に関する協定を締結した上で、当該企業の社員（以下「派遣社員」という。）を派遣していただきます。派遣された社員は本市において、そのノウハウや知見を最大限発揮し「2. 業務内容」の業務に従事していただきます。

2 業務内容

次に掲げる事項の業務に従事していただきます。

（1）産業観光（産業ツーリズム）事業の企画・運営

- ・市内の工場見学を主とするほか、歴史文化遺産見学も取り入れた産業観光事業等の企画・運営に関すること。
- ・市内商工業関係者を中心とした協議会の立ち上げおよび運営に関すること。

（2）滋賀DCに向けた企画・運営に関すること

- ・市内の観光資源を生かした観光コンテンツの企画・運営に関すること。
- ・観光客の誘客プロモーションの企画・運営に関すること。
- ・観光客の着地の利便性向上に向けた取り組みの企画・運営に関すること。

※滋賀DCとは、JR6社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州）と地域が連携して開催地の魅力を発信し、全国から誘客を行う大型観光キャンペーンのことです。

詳細は、滋賀DC公式サイト <https://shiga-dc.biwako-visitors.jp> でご確認ください。

（3）その他観光振興に関すること

- （例）広く湖南市の観光振興に対する取り組み、県や他市町、諸団体と連携を図る取り組み、新たな観光素材の発掘など

3 募集人数 1名

4 募集要件

（1）派遣元企業に関する要件

次の条件のすべてを満たすこと。

- ・三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県および奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること。
- ・地域活性化起業人制度の趣旨に賛同し、地域活性化起業人を本市に派遣すること。

（2）派遣社員に関する要件

次の条件のすべてを満たすこと。

- ①三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）であること。
- ②派遣元企業において令和8年3月31日時点で3年以上の勤務歴があること。
- ③派遣元企業からの派遣の際、現に湖南市の区域内に勤務する者でないこと。
- ④同時期に他の自治体で起業人となっていないこと。
- ⑤地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者であること。
- ⑥心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる者であること。
- ⑦コミュニケーション能力、交渉力が高く、各主体を調整しながら事業を実現することができ、観光分野で必要な知識・経験を持ち、何事にもチャレンジできる者であること。
- ⑧道路交通法第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる）者であること。
- ⑨パソコン（ワード・エクセル・パワーポイントなど）の一般的な操作のできる者であること。
- ⑩SNS等のWEBを活用した情報発信ができる者であること。
- ⑪土・日および祝日の勤務など不規則な職務に対応できる者であること。

5 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定によります。

6 派遣期間

3年間（ただし、当該負担金の予算成立を条件とします）。

7 受入時期

令和8年4月1日から。

8 主たる勤務地

派遣期間中は、観光協会に規定する休日を除いた日の半数以上を湖南市内で勤務するものとします。

9 勤務条件

派遣職員の勤務時間、休憩時間、休日等については、観光協会の例に従います。ただし、湖南市、観光協会および派遣元企業との協議により調整できるものとします。

10 費用負担

派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働者災害補償保険の事業主負担分、および退職金引当に係る相当額（以下「給与等相当額」という。）ならびに派遣社員の派遣期間中の用務に係る旅費（観光協会の規程に従う。）相当額（以下「旅費相当額」という。）は、負担金として、派遣元企業の請求に応じて本市が負担します。ただし、給与等相当額および旅費相当額の合計額については、年額金 5,900,000 円（消費税および地方消費税の額を含む。）を上限とし、各年度において派遣受入期間が 1 年に満たない場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額とし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

（例）令和 N 年度の派遣受入期間が令和 N 年 9 月 1 日から令和 N + 1 年 3 月 31 日までの場合、派遣社員 1 名につき 3,441,000 円（ $5,900,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 3,441,666 \text{ 円}$ ）が上限となります。

11 申込手続き

（1）申込

次のアからウの書類を提出してください。（メール可）

- ア 湖南市地域活性化起業人申出書（様式 1）
- イ 会社概要（様式 2）
- ウ 企画提案書（様式 3）

（2）提出・問い合わせ先

湖南市環境経済部商工観光労政課 宛

〒520-3288 滋賀県湖南市中央一丁目 1 番地

Tel : 0748-71-2331

Mail : shoukan@city.shiga-konan.lg.jp

12 募集期間

募集終了から派遣開始まで、それぞれ次のとおり予定しています。

募集終了	令和 8 年 2 月 13 日（金）17 時 15 分まで
書類審査	令和 8 年 2 月 16 日（月）（予定）
派遣元企業決定通知	令和 8 年 2 月 24 日（火）（予定）
派遣に関する基本協定書締結	令和 8 年 3 月 16 日（月）（予定）
派遣開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）（予定）

13 質問の受付および回答

本募集に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

（1）質問方法

電子メールで提出してください。なお、件名を「地域活性化起業人募集に係る質問」とし、質問書（様式 4）を添付してください。送信後、電話にてメールの着信の確認を行ってください。

(2) 提出先

湖南市環境経済部商工観光労政課観光振興係 宛
〒520-3288 滋賀県湖南市中央一丁目1番地
Tel : 0748-71-2331
Mail : shoukan@city.shiga-konan.lg.jp

(3) 回答方法

質問および回答は、メールで返信します。

(5) 注意事項

電話および口頭による質問は一切受け付けません。

14 選考方法

提出された書類を元に選考させていただきます。選考後、派遣元企業のご担当者と受入条件、費用負担等について協議を行い、協議内容に基づく協定書案を作成します。本市と派遣元企業でそれぞれ合意の上協定を交わし、派遣を開始します。

(1) 選考委員（予定）

観光協会理事のうち2名、観光協会事務局長
湖南市環境経済部部長、次長、商工観光労政課課長、観光振興係

(2) 派遣元企業の選考結果報告

結果（内示）は、文書で通知します。

(3) 派遣予定者の決定について

派遣元企業決定後、派遣予定者を推薦いただきます。その際、提出いただく派遣予定者の職務経歴書（様式5）により協議のうえ決定します。

15 その他

- (1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」に定めるところによります。
- (2) 募集に対する応募に関する一切の費用は、派遣企業の負担とします。
- (3) 提出された申出書等の書類は返却いたしません。
- (4) 申出書等の審査内容および審査経過は原則として公表しません。
- (5) 審査結果について、一切の異議申し立てをできないものとします。
- (6) 募集スケジュールに変更ある場合は、その都度派遣元企業に通知します